

第1章 医療法

6 - (3) 医 師 宿 直 免 除 申 請

1 事 案	病院に勤務する医師が当該病院に隣接した場所に待機すること、その他当該病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制を確保することにより、当該病院に宿直の医師をおかない場合
2 根拠法令	法16条ただし書、則第9条の15の2、H30.3.22付医政発0322第13号
3 提出宛名	知事（保健所長経由）
4 提出部数	2部
5 添付書類	1．宿直の業務を行う医師の場所と病院との位置関係を示す見取図 2．医師宿直免除許可申請に関する調査書（保健所作成） 3．「医師が適切な診療が行える状態の確保」について確認できる書類（院内規程、内規等）
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 進達[調査書添付]（許可後台帳整理）
7 審査要領	(1) 申請書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。 (2) 名称、所在地、診療科名、病床数は台帳と相違ないか。
8 備考	・法第16条及び規則第9条の15の2に規定については、下記のとおり取り扱う。（平成30年3月22日付医政発0322第13号より） 隣接した場所に待機する場合 ア 「隣接した場所」の定義 隣接した場所とは、その場所が事実上当該病院の敷地と同一と認められる場合であり、次の（ア）又は（イ）のいずれかの場合を指す。 （ア）同一敷地内にある施設（住居等） （イ）敷地外にあるが隣接した場所にある施設（医療機関に併設した老人保健施設等） 公道等を挟んで隣接している場合も可とする。 イ 「待機する」の定義 待機するとは、患者の急変時に速やかに緊急治療を行えるよう、備えていることを指す。

に該当しない場合であっても速やかに診療が行える体制が確保されているものとして当該病院の所在地の知事が認める際の具体的な基準は次のア～エのすべてを満たすものとする。

ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。

イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。

ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。

特別の事情があつて、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。

エ 当該医師が適切な診療が行える状態にあること。

当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行ってはならない。

なお、知事が認めた後に上記ア～エのいずれかの事項に変更があつた場合は、再度知事の確認を要する

(様式6-(3))

医師宿直免除申請書

年 月 日

長崎県知事 様

管理者 住所

氏名

医療法施行規則第9条の15の2の規定により病院に医師を宿直させないことについて、次のとおり申請します。

病 院 の 名 称							
開 設 の 場 所							
電 話 番 号							
診 療 科 目							
病 床 数		一般	療養	精神	結核	感染症	合計
		床	床	床	床	床	床
病院に医師を宿直させない理由							
医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	連絡体制						
	連絡を受ける医師の場所						
	医師が適切な診療が行える状態の確保の有無	有 ・ 無					

(注)「医師が適切な診療が行える状態の確保の有無」について、「有」とした場合には当該事項が確認できる医療機関内の規程や内規等を添付すること。

(保健所調査書6-(3))

医師宿直免除申請に関する調査書

- 1 施 設 名

- 2 所 在 地

- 3 医師の宿直を免除しようとする理由

- 4 連絡を受ける医師の住所、氏名

- 5 当該医師の場所と病院との距離、移動方法及び所要時間

- 6 当該医師と看護師等との連絡体制（連絡方法、常時応答可能かを含め記載する）

- 7 当該医師が適切な診療が行える状態の確保の有無（いずれかに をつける）
有 ・ 無

- 8 本件に対する意見

調査年月日 年 月 日

調査員氏名